

# 各ワーキング・グループ (WG) からの報告

## 金融商品

ASBJ シニア・プロジェクト・マネージャー 専門研究員

いたばし あつし  
板橋 淳志

### WG の構成

リーダー：オーストラリア

メンバー：中国、香港、日本、韓国、マレーシア、  
ニュージーランド、シンガポール

### WG リーダー（オーストラリア）からの報告

当セッションは、WG リーダーのオーストラリア会計基準委員会が議論をリードした。

冒頭、同委員会議長のスティーブソン氏から、金融商品 WG は、これまで国際会計基準審議会（IASB）の公開草案や米国財務会計基準審議会（FASB）の公開草案に対して AOSSG からコメントを提出しており、活発に活動を行っている WG の1つであることが紹介され、これまでの活動への協力について謝意が述べられた。

続いて、同委員会のスタッフから、IASB 公開草案「金融商品：償却原価及び減損」及び「金融負債に関する公正価値オプション」に対

して、これまで AOSSG から提出されたコメントの主なポイントが紹介された。例えば、前者の減損の公開草案に対しては、提案される予想損失モデルが取引をベースとする償却原価の考え方から逸脱しているのではないかと、また、後者の金融負債の公開草案については、概ね IASB の提案に同意するものの、国際財務報告基準（IFRS）第7号「金融商品：開示」の従前の方法に従うと企業自身の信用リスクの変動以外の要素が含まれてしまう懸念があるため、FASB の提案も参考とすべき、等のコメントが説明された。また、ヘッジ会計について、現在 IASB では、企業のリスク管理を反映させる方向で検討が進められていることが紹介され、現在の各暫定決定のポイントと、それらの決定に関連する AOSSG からの質問が提起された。

### 質疑

これらの説明に続く AOSSG メンバー間の意見交換では、減損の公開草案を中心に議論が行われた。この中で、提案の予想損失モデルが実

務上広く行われているオープン・ポートフォリオ・ベースの管理にフィットしないとの意見があったほか、予想キャッシュ・フローを見積る場合にどのような想定を織り込むべきかなどに関する質疑応答があった。また、一部のメンバーから、公開草案へのコメントを踏まえてIASBで再検討が行われる中で、部分キャッチアップ法など新しい考え方が出てきており、それを支持するコメントが寄せられたが、その一方で、AOSSGの主要コメントが必ずしも受け入れられなかった状況を踏まえ、コメント後のIASB

の検討にどのように積極的に係わっていくか、AOSSG会議は年1回の開催だがAOSSGの声をもっとIASBに届けていく方策を検討すべき、との問題意識も示された。

終わりに、スティーブソン氏から、ヘッジ会計に関して十分な時間が取れなかったことから、AOSSGからの質問についてIASBの担当スタッフに伝達して欲しいことが要請され、予定の時間をオーバーするほど活発な意見交換の中、セッションが終了した。

## 収益認識

ASBJ 研究員 おかもと たけひろ  
岡本 健寛

### WGの構成

リーダー：日本

副リーダー：シンガポール

メンバー：オーストラリア、中国、インドネシア、香港、マカオ、マレーシア、ニュージーランド

### WGリーダー（日本）からの報告

IASBは2010年6月に、公開草案(ED)「顧客との契約から生じる収益」を公表した。AOSSGは、EDに対するコメントレターを作成しIASBに提出することを目的とし、本会議では主にWGの各メンバーから寄せられたEDに対するコメントのうち、特に重要な以下の論点に関して紹介した。

#### 1) 履行義務の識別

EDでは第23項(a)「企業（又はその他の企業）が、同一の、又は類似する財又はサービス

を別個に販売している。」ことを財又はサービスが区別できる場合の条件の1つとしているが、この場合、同項(b)の条件に比べ、より多くの履行義務を識別する可能性があることから、他企業を参照すべきではないとの意見があった。

#### 2) 支配の移転

EDの第30項で示されている、顧客が財またはサービスの支配を獲得したとする指標について、指標間の順位付け（たとえば、顧客が無条件の支払い義務を負う場合を他の指標に優先すること）や主となる指標の設定などによる明確化が必要であるとの意見があった。

#### 3) 顧客の信用リスク

EDの第43項では、取引価格の算定にあたり顧客の信用リスクを取引額に反映するように減額しなければならないとされているが、WGの各メンバーからはこれを支持する見解と、顧客の信用リスクは取引価格に反映させず売掛債権の減損として扱うべきであるとする双方の見解があった。

#### 4) 取引価格の配分

EDの第53項では、契約開始後に、取引価

格の変動があった場合には、企業は当該変動を契約開始時と同じ基礎により、すべての履行義務に配分しなければならないとされているが、すべての割引額を別個の履行義務に比例的に配分すべきかどうかとの疑問が提示された。

## WG 副リーダー（シンガポール）からの報告

上記の論点に加え、ED で提案されている「支配の概念」が適切に機能しない可能性のある状況として、共同支配、サービス契約、長期契約などを紹介した。特に、アジア・オセアニア地区でのビジネスモデルにおいては、個人向けの不動産販売をはじめとする工事関連の長期契約について、ED の提案モデルでは利用者に意思決定上、有用な情報をもたらさないケースが多いのではないかと懸念が表明された。なお、これらの論点を更に集中的に議論するため、収益認識 WG の中にシンガポールをリーダーとするサブ・グループが設立された。

## 質疑

会議の参加者からは、収益や支配の考え方は他の基準にも影響するため、本来は概念フレームワークの中で議論される問題であるが、IASB の作業計画の中では概念フレームワークは決して優先順位が高くないことから、IASB は優先して概念フレームワークに取り組むべきとの意見があった。また IASB のメンバーは、支配の移転に基づく ED の提案により必ずしも工事進行基準的な収益認識ができなくなるわけではないことを説明した上で、基準上どのような記載をすれば、工事契約やサービス契約に関する収益を適切に計上できると考えるのかの具体的な提案を参加者に求めた。

## コメント・レターの提出

AOSSG は、会議終了後の 2010 年 10 月 22 日に、WG 及び AOSSG 会議での議論を踏まえ、ED に対するコメント・レターを IASB に提出した。

## 公正価値測定

ASBJ 専門研究員 まるおか たけし  
**丸岡 健**

### WG の構成

リーダー：中国  
メンバー：香港、日本、韓国、マレーシア

### WG リーダー（中国）からの報告

WG は、測定の不確実性分析を除き、公表が予定されている基準に関するスタッフの文案を概ね支持している旨を表明した。その上で、WG は以下の提案を行った。

- 1) 基準と専門家諮問パネル（EAP）のレポートと教育資料の関係の明確化

- 2) ネットベースで測定される金融商品を財務諸表上どう表示するかのガイダンス設定
- 3) 会計単位概念の明確化
- 4) 大量保有要因とその他プレミアムディスカウントとの関係の明確化
- 5) 最有効使用概念の再検討（すべての非金融資産に適用するのは困難）

また、WGは、公正価値測定について実務上大きな課題があるとの懸念を示した。WGは、公正価値の定義については、ハイレベルの原則に収斂させるだけでは十分といえず、国ごとに異なる公正価値が適用されることを許容すれば、公正価値情報の質を落とすことになると考えた。このため、AOSSGのメンバーはIASBに対してより多くのガイダンスを提供するよう要請した。

最後に、WGは（一部の国を除いて）、不確実性分析の開示に反対であることを重ねて強調した。理由として、①開示の目的が十分に示されていないこと、②実務上機能しないこと、③対応コストがベネフィットを遥かに上回ることをあげた。

## 質 疑

IASBのボードメンバーから、「今月のIASBボード会議で、今後検討すべき論点を整理した。WGから提案のあった諸点は要検討項目に含まれている。IASBとしてしっかりと対応するので、議論をフォローしてほしい」との発言があった。

また、ガイダンスに関し、同氏から「どの程度詳細なガイダンスが必要と考えているのか？そのガイダンスは、基準書と教育資料、実務指針のどこに入れるべきと考えるか？誰がその詳細なガイダンスを作成するのか？（監督当局の中には、詳細なガイダンスを作るのはIASBではなく自分達だといっている人がいる）」との質問があった。これに対しリーダーから「ガイダンスは基準書の中に取り込むのが望ましい。公正価値は、基準を決めるだけではなく、品質が保証され、一貫性をもって実務に適用されることが重要。そのためには、基準と同時に（IASBが）詳細なガイダンスを定めるべきと考える」との回答があった。

## 財務諸表の表示

ASBJ 専門研究員 まるおか たけし  
**丸岡 健**

### WGの構成

リーダー：韓国  
副リーダー：中国  
メンバー：オーストラリア、香港、日本、マカオ、マレーシア、ニュージーランド

### WGリーダー（韓国）からの報告

WGは公開草案に向けたスタッフの文案についてコメントを発表した。6つの重要な論点について、寄せられたコメントの集約とともに、リーダーの見解が示された（次頁表1参照）。

(表1：財務諸表の表示プロジェクトに関するコメント)

スタッフ文案	WGのコメント集約	リーダーの見解
営業と投資の区分をシナジーの有無で判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反対意見（ルールベース過ぎる）が優勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反対。コア、ノンコアの原則を維持する</li> <li>● 事業セクションという概念を廃止し、営業、投資、ファイナンスの3セクションにする</li> </ul>
営業・財務サブカテゴリーを新設する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反対意見（区分は恣意的でコストがかかる）が優勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反対。同サブカテゴリーは不要</li> </ul>
キャッシュ・フロー計算書の直接法強制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反対意見（現在のシステムはアクルルールを前提としており、変更コストが膨大となる）が優勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反対。間接法とのコストベネフィットを慎重に検討する必要がある</li> </ul>
営業利益と営業キャッシュ・フローを調整する 調整表は計算書の一部とみなす	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反対意見（純利益との調整）が優勢</li> <li>● 反対意見（注記でよい）が優勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反対。純利益との調整</li> <li>● 反対。注記で表示する</li> </ul>
複数カテゴリー取引は独立セクション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賛成と反対（関連するセクション・カテゴリーへ配分する）の両論あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反対。関連するセクション・カテゴリーへ配分する</li> </ul>
現金等価物は短期投資に分類する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賛成と反対（現金と同様の機能を有している）の両論あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反対。現金と同様に営業カテゴリーに分類することを禁止すべきでない</li> </ul>

## WG 副リーダー（中国）の補足説明

以下の見解が表明された。

- 1) 中国は、既に包括利益計算書を導入しており、財務諸表プロジェクトのフェーズ1を支持している。
- 2) キャッシュ・フロー計算書に関しては、直接法と間接法の両方の提示を義務付けており、この点でフェーズ2の一部を支持している。
- 3) しかし、フェーズ2の他の部分、一体性のために、財政状態計算書及び包括利益計算書の様式をキャッシュフロー計算書に合わせて大きく変更することには、法制面の制約及びシステム対応コストの観点から断固反対である。

## ASBJの見解表明

以下の2点に絞って見解を表明した。

- 1) 論点1の営業と投資の区分については、IASBの提案を支持する。論点整理で提案されていたコア・ノンコア概念は定義が曖昧である。そのため、運用において経営者の恣意性に委ねられる部分が多くなり、結果として財務諸表の比較可能性が損なわれるおそれがある。これに対し、今般公表されたスタッフ文案では、他の資源と一緒に活用して収益を生むか、それとも、単独でリターンを生むかで分類すること、すなわち、シナジーの有無による分類を提案している。これは、コア・ノンコアによる分類に比べてより客観的で、財務諸表の比較可能性に資するものと考えられる。なお、リード国から「事業セクションという概念を止め、営業、投資、ファイナンスの3

セッションとすべし」との提案がされているが、我々は反対である。企業行動は、まず、価値創造活動か資金調達活動かで事業と財務に2分類できる。営業か投資かは、事業、すなわち、価値創造活動に分類されたものを、その関連度合いによって再分類するもので、事業か財務の分類とは次元が異なる。

## 2) 論点3のキャッシュフロー計算書の直接法

か間接法かに関して、直接法を採用すると、推定誤差の発生を回避でき、利用者にとってのメリットがあることは十分承知している。一方で、日本では圧倒的多数の企業が間接法を採用しており、直接法へ移行するには膨大なコストがかかるという現実がある。本件は、コストとベネフィットを慎重に考量して判断すべき問題と考える。

## 連 結

ASBJ 研究員 よしおか とおる  
吉岡 亨

### WG の構成

リーダー：シンガポール

副リーダー：中国

メンバー：香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、スリランカ、タイ、ウズベキスタン

### WG リーダー（シンガポール）からの報告

IASB は、2008 年 12 月に、連結に関する単一の支配の概念の開発を目的として、公開草案第 10 号「連結財務諸表」(ED10) を公表している。このセッションでは、シンガポールより、この ED10 の提案とその後の IASB の審議でなされた暫定決定における連結に関する主要な論点について、WG メンバーの意見と予備的な見解が紹介された。論点ごとの主な見解は、以下のとおり。

1) 組成された企業についての連結モデル：組成された企業か否かにかかわらず、すべての企業に適用可能な単一の支配の概念を設けるとするアプローチを支持する。

2) 支配的株主の見解：他の株主の分散状況や相対的な議決権割合などにより自らの支配の有無が左右されるべきではない。

3) 投資企業に関する限定的な範囲の例外：概ね支持するが、投資会社の会計処理の親会社への引き継ぎを認めるべきであり、また、投資会社の定義における一部の要件は見直すべきである。

4) 組成された企業への関与に関する開示規定：組成された企業か否かにかかわらず、単一の開示規定のモデルを設けるべきである。

### 質 疑

副リーダーの中国から、支配の概念についてはより詳細な説明が必要であると考えていることや、投資会社について支配の例外を認めるべきでないことなどの意見があった。また、IASB の理事から、この日の朝、連結に関するこれまでの暫定決定をまとめたスタッフドラフトを公表したとの説明があり、そこでは組成された企業概念を削除し、通常の企業との境界をなくしていることやリスク・リワードを支配の指標として位置付けることを明確化している

こと、一方で、支配的株主の考え方は維持していることなどの説明があった。シンガポールは、支配的株主の考え方を否定するものではないが、その中身に懸念があると述べていた。日本からは、支配的株主のような考え方は支持できるものの、提案されているような他の株主の行動に

依存する考え方を原則ベースで判断していくことは、日本のこれまでの経験から難しいと考えていると述べた。また、新たに出てきたスタッフドラフトのガイダンスもみて検討していきたい、と発言した。

## リース

ASBJ 研究員 よしおか とおる  
吉岡 亨

### WG の構成

リーダー：シンガポール  
副リーダー：インドネシア  
メンバー：オーストラリア、中国、香港、日本、韓国、マカオ、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、スリランカ、タイ、ウズベキスタン

### WG リーダー（シンガポール）からの報告

シンガポールより、2010年8月に、IASBとFASBから公表された公開草案「リース」（以下「ED」という。）に関する6つの主要な論点について、WGメンバーの意見と予備的な見解が紹介された。論点ごとの主な見解は以下のとおり。

- 1) 貸手の会計モデル：単一のアプローチを支持する意見が多い。また、その場合、過半数が認識中止アプローチを支持している。
- 2) 原資産の売買の分類：支配とリスク・リワードの概念の使い方は、収益、連結、リースなどの基準間で整合を図るべきである。
- 3) リース期間及びリース料の認識と測定：リース期間は概ね支持する。リース料は期待値だ

けでなく最も可能性の高い（most likely）リース料の使用も認めるべきである。

- 4) 購入オプションの取扱い：収益認識の考え方を採用することには支持が多い。ただし、法的な形態が過度に強調されすぎており、オプションの性質で判断すべきである。
- 5) サービス要素とリース要素の区分：支持する意見が多い。ただし、IASBが提案する認識中止アプローチを適用する場合の貸手の例外的な取扱いは不要である。
- 6) 投資不動産の取扱い：公正価値モデルを適用した場合の取扱いには支持が多い。ただし、それに限らず、すべての投資不動産を範囲から除外すべきである。

### 質疑

副リーダーのインドネシアから、支持が多い認識中止アプローチにも様々な問題があるとの発言があり、日本からも、認識中止アプローチのみとする場合の最大の懸念として、従来のオペレーティング・リースのようなものも含め、すべてのリースで初日の利益が生じてしまうことがあり、適切な収益認識の観点からは履行義務アプローチも含む複合モデルを支持しているとの意見を述べた。他の参加者からも認識中止

アプローチにおいて初日の利益を認識することの意味などをもう少し掘り下げて議論してはどうかといった提案がなされていた。

この他、インドや中国などから、収益認識における支配の移転との整合を図るべきといった強調がなされた。

すべての投資不動産を範囲から除外すべきとする意見に対しては、IASBの理事より、原価モデルを適用する場合には、リース取引をリー

ス基準から除外する根拠がないといった意見もあった。IASBのTweede議長からは、貸手の会計処理に関する現在のEDの提案は妥協による面もあるが、確かに、部分認識中止モデルは、建物のリースや耐用年数に比して短い期間のリースなどで問題もある。代替案を出してほしいとの発言があった。また、コメント送付に際しては少数の意見も入れて、できるだけ早く出してほしいとの意見があった。

## 保険契約

ASBJ 研究員 おきもと しげき  
沖本 茂揮

### WGの構成

リーダー：韓国

副リーダー：中国

メンバー：オーストラリア、香港、インドネシア、日本、マレーシア、ネパール、タイ

### WGリーダー（韓国）からの報告

冒頭、韓国会計基準委員会のスタッフより、本年7月にIASBより公表された公開草案「保険契約」（以下「ED」という。）の使用によって、財務報告の比較可能性と透明性が改善し、財務諸表利用者も理解しやすくなると考えられること、WGはAOSSGとしての意見を取りまとめ、より良い提案の提出をサポートすること等について発言がなされた。続いて、EDに関する以下の主な論点について、WGメンバーの多様な意見とWGの予備的見解が紹介された。

- 1) 測定モデル（2つのマージン・アプローチと単一マージン・アプローチ）
- 2) 割引率

- 3) 新契約費
- 4) 表示
- 5) 経過措置及び発効日

### 質疑

1つ目の論点について、どちらのマージン・アプローチを支持するかWGメンバーで意見が分かれているが、日本が未回答である旨リーダーより発言があった。これに対し、ASBJ常勤委員より、ASBJの公式見解ではなく個人的見解と前置きした上で、単一マージン・アプローチの方がワーカブルではないかと回答した。加えて、同委員より、表示では拡張マージン・アプローチの有用性に対してさらなる議論が必要であろうこと、測定では金利変動部分を中心にOCIに含めることが投資家に一定の有用性を与えるであろうことについて発言がなされた。

また、WGメンバーより、金融保証契約を金融商品ではなく保険契約として会計処理することがEDで提案されている点について、持株会社が子会社のローンを保証する場合などを例にあげ、懸念が表明された。これに対し、IASB



の理事からは、同じような取引は同じような処理をすべきとの原則があり、金融保証契約が保険契約の定義を満たすならば、保険契約として処理すべきである旨の回答がなされた。

その他、WGメンバーからは、短期契約、裁量権のある有配当性、再保険等についても意見が述べられた。

## 排出量取引

ASBJ 専門研究員 たかはし  
高橋 マコト

### WG の構成

リーダー：中国  
副リーダー：日本  
メンバー：韓国

### リーダー（中国）・副リーダー（日本）からの報告

中国（リーダー）からは、排出量取引に関する各国の制度、市場状況及び会計基準、並びに、キャップ&トレードに係る会計上の論点に関するメンバーの見解についての調査結果が報告された。続いて日本（副リーダー）からは、IASB に対して、排出量取引に関する会計基準の開発が急務であると指摘した上で、多様な排出量取引制度に対応するためにグローバルな観点から範囲を広く、途上国の関心の高い認証排出削減量（CER）に関する会計処理を含めて検討すべきことや、排出枠が無償割当される場合に関連する IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」の改訂と同時並行して検討す

べきことが提案された。

### 質 疑

冒頭、日本から、排出枠が無償割当される場合の負債認識に関する現在の IASB の検討状況についての説明が求められ、これに対して IASB からは、9 月の IASB・FASB 共同会議においては、排出量取引制度の参加企業には遵守すべき義務（排出枠の返却義務＝資源の流出）があり、それを割当排出枠の公正価値で測定することなどが検討されていると紹介された。続いて、キャップ&トレードを念頭に、排出枠が無償で割り当てられた時点における負債認識、Day1Gain の当否、繰延収益と概念フレームワークとの関係等について、参加国間で IASB も交えた意見交換が行われた。また、ある参加国からは、ヨーロッパの排出量取引制度（EU-ETS）だけでなく、排出枠と返却義務の関連が EU-ETS とは異なる他のスキームも念頭において、排出枠（資産）や負債の本質について IASB で広く議論されたいとの要望が示された。

## 第2回 AOSSG 会議レポート（雑感）

ASBJ専門研究員 せきぐち ともかず 関口 智和

今回の第2回アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）会議は、企業会計基準委員会が主催した会議としてはこれまでで最大規模であり、会議運営担当者としては、色々な経験があった。このため、これらについて、若干、触れさせていただきたい。

### 1. 第2回 AOSSG 会議主催の経緯

AOSSG は、平成 21 年 11 月にマレーシアで開催された第 1 回会議で産声を上げた。当委員会は、今後 1～2 年の間に IASB が多くの重要なプロジェクトを最終化していくこと、アジア・オセアニア地域の重要性が益々増していくことが予想されること等を踏まえ、第 2 回会議を日本に誘致すべきとの結論に達した。

このため、内外の関係者との調整を経て、マレーシアにて、第 2 回会議を日本（東京）で開催する方向で立候補し、そこから準備が進められることとなった。

### 2. 会場の選定、企画運営会社との契約

上記のように、第 2 回会議を東京で開催することになったが、会議開催の日時や場所の選定にまず難航することになった。第 1 回会議が 11 月に開催されたことから、当初、丁度 1 年後の平成 22 年 11 月に開催する方向で調整してはどうかとの意見もあったが、同時期に、公認会計士業界のオリンピックともいわれる世界会計士会議がマレーシアで開催されることが判明し、当該日程を 9 月末に変更することが余儀なくされた。

また、会場の選定については、会議の目的や当財団の予算を踏まえ、過度に華美にならないようにしつつも、出席者に好印象を与えるようにする観点から、絞り込みが行われた。当初、ホテルの宴会場での開催を予定し、企画運営会社から見積りを入手していたが、その中で、秋葉原に自前のコンベンション・ホールを持つ運営会社（コンベンション・リンケージ社）から、比較的好条件の予算で開催できるとの打診があり、同ホールで開催することになった。当初、典型的なビジネス街ではない秋葉原で開催することに難色を示す向きもあったが、結果的には、最近注目を集めている日本のアニメや漫画文化の発信地であるとともに、大型の電気街を抱える秋葉原での開催は最も時宜を得たものになったのではないかと考えている。

### 3. 協賛のお願い

本会議の開催に当たっては、当財団の予算が限られていたこともあったが、「オール・ジャパン」として、AOSSG の運営を支援している姿勢を外部に示していく観点からも、主要関係者に協賛をいただくことは極めて重要と考えられた。

このため、日本公認会計士協会、東京証券取引所グループ、大手監査法人（有限責任あずさ監査法人、あらた監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ）に協賛をお願いさせていただいた。この結果、各団体から、趣旨にご賛同いただくとともに、協賛にご快諾いただいた。好景気とはいえない折、ご協賛いただいた団体には、改めて、厚く御礼申し上げたい。

#### 4. ビザ、ホテルの手配

国際会議を開催するに当たって、最も悩ましい課題の1つが、ビザの手配である。会議の開催において、会場や食事の選定が重要であることは確かであるが、出席者が来ないことには会議の成功は不可能である。また、筆者の拙い経験からも、ビザの手配は直前まで確定できないことが多いほか、アジア・オセアニア地域の諸国からは来日に当たってビザを必要とするケースが多いため、今回の会議開催に当たっては、ビザの手配を1つの重要な課題としていた。この点、今回の会議では、企画運営会社にビザの手配等を一括して委託したことで、会議の運営担当者としては、心配事の半分程度を軽減することができた。運営会社からは、定期的に報告いただき、状況は確認していたものの、ビザの手配にそれ程悩まなくて済んだことは、他の論点にリソースを配分することにつながり、大きなプラス要因となった。

また、ホテルについても、出席者が別々なホテルに宿泊すると、時間どおりに行動することが困難となり、会議やイベントの進行に大きな支障をきたすことがある。他方、アジア・オセアニア地域から参加者を募る場合、各国組織の予算規模が大きく異なるため、単一なホテルへの宿泊は困難と考えられた。このため、多くの参加者の宿泊が期待されるホテルを押さえつつも、周辺に比較的低廉なホテルも押さえ、さらに、その間をつなぐバスを手配することとした。

#### 5. 食事、催し物等の手配

アジア・オセアニア地域は、文化も多様であり、したがって、食の好みも千差万別である。ある地域では、宗教上の理由から、牛肉が食べられなかったり徹底したベジタリアンであったりする一方、他の地域では、牛肉が毎日の主食とされているところもある。このため、食事の手配をどうするかも悩みの種であった。この点、略儀ではあるが、昼食はビュッフェ形式とし、さまざまなメニューから各人に選択いただく方法を取る一方、夕食は、各人の好みを事前にアンケートで把握しつつ、個別に対応することとした。

また、会計基準の会議は、日中、テクニカルな議題に終始するため、参加者の親交を深めるためには、夕食時に催し物があった方が良いとの意見があり、催し物を企画することになった。当初、日本の伝統文化の1つである獅子舞ではどうか等、さまざまなアイデアが示されたが、結果的に、荘厳なイメージがある和太鼓と見た目の派手さはないものの、お土産にできるとの観点から飴細工を催すことになった。結果的には、この飴細工が参加者には大好評だった。飴細工は、日本人には、祭礼等で多く見る機会があるが、多くの参加者には、これが物珍しく映ったようだった。

また、アジア・オセアニア地域で会議を開催する際は、お土産を渡すのが一種のしきたりになっている。このため、予算を踏まえつつ、日本的な実用品という観点から、風呂敷を土産物とすることとした。

## 6. 参加者の調整、アジェンダ等の手配

最後に、議長役としての面に、若干、触れさせていただきたい。AOSSGでは、会議主催者が会議日から1年の間、議長役を務めることとされているため、主催者は、会議の運営者であるとともに、議題や議事進行の決定、参加者の勧誘、参加者の意見調整、プレス・リリースの確定等、議長としてさまざまな周辺業務を行う必要がある。

今回の会議では、前回会議への参加者を上回る参加者を募ることを目標に掲げ、前回会議から今回会議当日までの議長役であるマレーシアとともに第1回会議に参加しなかった国や地域向けに勧誘活動を行ってきた。この結果、ドバイ、イラク、モンゴル、パキスタン、フィリピン、ベトナムが新たに今回会議から参加することになった。また、アジェンダの確定に関しては、MoUにおける議長諮問委員会メンバーの定め等を巡って最後まで主要国の間で意見の統一ができず、会議当日まで調整が続けられた。

## 7. おわりに

以上、会議開催に至るまでの経緯を概観させていただいたが、思い返すと、さまざまな課題を乗り越え、大過なく会議を終わらせることができたのは、会議の開催を支援いただいた内外のさまざまな関係者のお蔭であることが改めて実感される。関係者の皆様には、この場をお借りして、重ねて、深く御礼を申し上げさせていただきたい。